

令和7年度 一宮町保育施設利用調整基準表

1. 基準指数

保護者の状況等			点数
居宅外就労・自営業主 1か月48時間以上労働することを常態としていること。	1日7時間以上	月間従事日数20日以上	10
	1日6時間以上		9
	1日4時間以上		7
	1日7時間以上	月間従事日数12日以上	7
	1日6時間以上		6
	1日4時間以上		5
	上記以外で月48時間以上の労働		4
居宅内就労・自営業従事者 1か月48時間以上労働することを常態としていること。	1日7時間以上	月間従事日数20日以上	9
	1日6時間以上		8
	1日4時間以上		6
	1日7時間以上	月間従事日数12日以上	6
	1日6時間以上		5
	1日4時間以上		4
	上記以外で月48時間以上の労働		3
妊娠・出産	出産予定月2か月前（多胎4か月前）から産後3か月以内		9
疾病等 保護者が疾病・負傷のため療養を必要としていること。または、精神もしくは身体に障害を有していること。	入院（おおむね1か月以上）		10
	入院に相当する治療や安静を要し、自宅療養でおおむね1か月以上常時病臥している場合（感染症を含む）		10
	医師が長期加療（安静）を要すると診断したもの		8
	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要する		3
障害	身障1・2級、精1級、療育A		10
	身障3～6級、精2・3級、療育B		9
介護・看護・付添	居宅外の場合 居宅外就労・自営業主の点数を準用する		
	居宅内 要介護認定3～5、身障1・2級、精1級、療育A		9
	居宅内 要介護認定1・2、身障3～6級、精2・3級、療育B		6
災害復旧	災害復旧従事（震災・風水害・火災・その他）		10
要支援	児童虐待・DVのおそれがある場合		10
就学 卒業後就労を目的とし、大学や職業訓練校等へ就学していること。	居宅外就労・自営業主の点数を準用する		
求職活動	ハローワークカードの提出がある場合		2
	ハローワークカードの提出がない場合		1

2. 調整指数

家庭の状況等		点数
世帯	ひとり親または離婚調停等により配偶者と別居中の場合（65歳未満の同居親族がいる場合を除く）	3
	上記以外で生活保護世帯	2
	上記以外で65歳未満の同居親族がいるひとり親の世帯	1
	父母の一方が単身赴任により長期不在の場合（65歳未満の同居親族がいる場合を除く）	1
	里親世帯の場合	1
	申込み時点で保護者が通常家庭で存在しない危険物を扱う業務に従事しているが、他に児童を保育するものがなく、やむを得ず職場で保育している場合	1
	同一敷地内に同居する65歳未満の親族が保育できると認められた場合	-2
	利用申込みをする児童以外に養育する児童があり、当該児童については利用申込みをしない場合（幼稚園等その他施設を利用している場合を除く）	-3
	保育料を滞納している場合（修了児・退所児を含む）	-3
	町外在住・保護者のいずれかが町内在勤者（利用開始前月末日までの転入者を除く）	-6
	町外在住・町外在勤者（利用開始前月末日までの転入者を除く）	-10
保護者	保育士等・看護師・栄養士・介護職員として町内福祉施設に勤務することが明らかな場合（各資格により）	4 ~ 2
	生計中心者が就労先の破産等による離職または整理解雇その他自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職活動中で、生活困窮の状態にあり就労の必要性が高い場合	2
	就労先の破産等による離職または整理解雇その他自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職活動（ただし、離職日の属する月の翌月から3か月間に限る）	1
	父もしくは母が産後休暇明けまたは育児休業明けの場合	2
	常態として保育施設開設時間中の労働時間が3時間に満たない場合	-2
児童	児童福祉の観点から保育の利用が必要と認められた場合、緊急度が高いと判断される場合には点数に従わず判断し得る	
	保育が必要な状態で一時保育や町外の保育施設、認可外保育施設等に有償で利用していること常態としている場合	3 ~ 1
	障害児であり発達支援が認められた場合	2
	希望する保育施設をきょうだいが利用している場合	2
	きょうだいが利用している保育施設へ変更を希望する場合	2
	上記以外できょうだいと同時に申込みをする場合	1
	町外から転入（転入予定）した児童が転入前の市区町村において認可保育施設を利用している場合	1

3. 同点となった場合の優先順位

順位	項目
1	町内在住のひとり親世帯（転入予定者を含む）
2	町内在住の離婚調停等または単身赴任等により、配偶者と別居中である世帯（転入予定者を含む）
3	DV被害または児童虐待のおそれのある世帯、里親世帯
4	町内在住者（転入予定者を含む）
5	利用を希望する保育施設をきょうだいが、すでに利用している世帯（卒園予定の年長児を除く）
6	養育している未就学児の人数が多い世帯
7	利用申込みが保留となっている期間が長い世帯（自己都合での利用申込みキャンセルや育児休業許容での期間は含まない）
8	世帯収入の合算額が低い世帯

4. 各指数における注意事項

【基本指数】

- ・保護者それぞれの状況に基づき認定し合算する。
- ・保護者が1人のときは、指数に10点を加算する。
- ・指数の最高点は、20点とする。
- ・複数の要件に該当する場合は、点数の高い方を採用する。
- ・保護者が同じ居宅内労働の場合は、1人を協力者とみなす。
- ・労働時間は休憩時間を含む。
- ・特に定めがある場合を除き、申込み期限の日を基準日とする。

【調整指数】

- ・保育料を決定するための市町村民税所得割額が非課税の世帯（均等割のみの課税世帯を含む）または複数の児童が利用する場合において、実費徴収の負担を考慮し調整を行う。
- ・福祉施設勤務による加点により利用が決定した後、自己都合により6か月以内にその専門以外の職に転職した場合は再調整を行う。
- ・表に掲げるほか、特に調整の必要が生じた場合は、状況を勘案して町長が決定するものとする。
- ・同時に複数の事項に該当する場合は、該当する事項の調整指数のすべてを加算および減点する。